

価格交渉落札方式による契約の取扱要領

平成30年4月1日
副学長（財務担当）決定

（目的）

第1条 この要領は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）契約事務取扱規則（以下「契約規則」という。）第23条の2の規定に基づく価格交渉落札方式による契約に関し、対象となる契約その他必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札価格 契約規則第13条の規定により、競争参加者又はその代理人から提出させた入札書の記載金額をいう。
- (2) 落札価格 契約規則第27条の規定により決定した、入札書の記載金額をいう。
- (3) 提示価格 第5条の交渉により交渉の相手方から提出させた様式第1号「価格交渉依書」の記載金額をいう。

（対象）

第3条 価格交渉落札方式は、工事又は製造、物品の購入、その他役務の契約であって、経費抑制等の理由により当該方式による契約を実施することが適当であると契約担当セクションのリーダーが認めるものを対象とする。

（価格交渉相手先の決定）

第4条 価格交渉相手は、学園が実施する一般競争入札において、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札し、落札に至った者とする。

（価格交渉落札方式の実施方法）

第5条 価格交渉落札方式の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の公告において、価格交渉落札方式によることを公告する。
- (2) 一般競争入札により、落札に至った者を価格交渉相手先として決定する。
- (3) 価格交渉相手先へ、様式第1号「価格交渉依頼書」により価格交渉を依頼する。
- (4) 価格交渉による交渉価格の提示及び価格交渉に応じない旨の意思表示は、様式第1号「価格交渉依頼書」を提出させて行うものとする。

- (5) 価格交渉に応じない場合は、落札価格を持って契約締結を行うものとする。
- (6) 交渉は、交渉業者からの様式第1号「価格交渉依頼書」の提出又は交渉期限の到来をもって終了する。
- (7) 交渉期限は、学園の契約担当者が価格交渉を申し入れた日の翌日から起算して、やむを得ない場合を除き最長7日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）を超えないものとする。

（その他）

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式 第1号

事務連絡
平成**年**月**日

株式会社 ○○○○ 御中

沖縄科学技術大学院大学学園
調達セクション

価格交渉依頼書

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本学、調達セクションの入札案件では、最も安価な金額を提示した業者様を落札者とするの入札方式に加え、新たな入札方法としまして、落札後の価格交渉を含む「価格交渉落札方式」を導入しております。

つきましては、落札価格からのさらなる引き下げに関する交渉の可否を、下記へご回答頂き、ご返送頂きます様、お願い申し上げます。

記

入札日：平成**年**月**日
回答期限：平成**年**月**日
案件名：「 ***** 」
関連ページ：https://*****

交渉の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
理由	
落札価格	¥ *****
提示価格	¥ *****

「落札 ・ 提示」価格である、「 ¥ ***** 」で契約締結します。

平成**年**月**日

*****住所*****
*****株式会社
代表取締役社長***** 印

※価格引下げ不可の場合は入札時の「落札価格」にて契約を締結します。

※交渉に応じることを強制するものではありません。

※価格引下げの可否は、以降の入札結果へ影響するものではありません。